

韓国における株式会社の支配構造改編の動向

李, 均成
韓国商事法学会 : 代表理事

<https://doi.org/10.15017/2198496>

出版情報 : 韓国研究センター年報. 2, pp.45-50, 2002-03-15. Research Center for Korean Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

韓国における株式会社の支配構造改編の動向

李均成 (韓国商事法学会代表理事・韓国外国語大学法学部教授)

I 序説

1 株式会社法の成立と改正

韓国の商法は、1962年1月20日に制定され、その翌年である1963年1月1日から施行されたが、内容的には植民地時代に韓国にも適用されていて日本の商法を踏襲したものに過ぎなかった。したがって、その内容をみると、①株式会社の運営に対して株主總會中心主義から取締役会中心主義を指向し、②授權資本制度の採用などを通じて会社の資本調達の便宜性を図り、③株主、特に少数株主を保護するための様々な監視・監督体制を整備した。ただし、韓国の商法では、日本とは異なり、監事を選任する際に、大手株主議決権の行使を大幅に制限し、大手株主の経営陣から監事の独立性を確保しようとしたのは、特筆すべきである。

その後、1984年と1995年の改正の際にも、日本の株式会社法の内容を多く取り入れたが、なかには韓国独特の内容もあった。例えば、韓国では、会社を設立するには最低5千万ウォンの資本金が必要とされる規定であるが、この制度は1990年日本の商法でも採用された。もう一つ、日本の商法の内容と異なるのは、韓国では会社の規模（大・中・小）とは関係なくすべての会社の監事に同一内容の権限や業務監査権が与えられている点である。

2 従来の株式会社の支配構造の状況

韓国の場合、従来は、極少数の会社を除いてはBerleやMeansが提起した株の高度の分散による所有と経営の分離による、いわゆる「経営者支配」はほとんど見られなかった。近代的な意味の株式会社の出現は、1950年の韓国動乱以後、特に1960年代から始まったと思われる。当時は、創業者1人による所有と支配の構造が出来上がったが、創業者の死後には1人ないし複数の親族が所有と経営を支配する、いわゆる財閥支配構

造に変質して来た。

このような1人支配ないし財閥支配構造の下では、企業は成長や経営の多角化、系列化を図るために、その資金を株あるいは社債の発行のような株式会社本来の資金調達方法を取らず、政府や政権の庇護の下で、市中銀行からの恩恵や海外からの借款に頼ってきた。その結果、政界や財界の癒着による歪んだ企業の所有と支配の構造が出来上がり、企業経営の透明性や遵法経営とはかけ離れる状況を招くようになった。

このような株式会社の放漫経営を牽制すべき言論・出版関係会社すら、他の株式会社のようなやり方で既得権を守ることに執着したあまり、株式会社の体質改善には限界があり、また、具体的な解決策を提示できるほどの専門知識も持っていなかった。このような状況は、結果的に、国民経済の基盤が少しずつ崩れているにもかかわらず、企業の支配構造の改編に対する緊迫した国民的合意を得られることなく、1997年末に通貨危機に陥るようになった。

もちろん、学者や実務家の中には、早くから以上の問題を提起してきた者も少なくない。しかし、この問題に対する従来の処方箋は、企業の運営に関する実務上の便宜を図るために企業側からの要望を反映するものが多かった。なかには、学者たちの努力によって、少数株主の地位が強化され、また会社経営に対する監視・監督機能の実効性が保障されるなど、多少の改善は見られたものの、上述の株式会社が抱えている根本的な問題に対する改正は見送られて来た。

3 最近の商法改正と企業支配構造の改編

韓国は、すでに言及したように、1997年に入ってから、その間累積されてきた株式会社の問題が一気に爆発し、財閥企業が次々と倒産する前代未聞の危機状態に陥るようになった。このような経済的危機は、同年大統領選挙

直前にピークに達し、IMFやOECDからの統制や介入を余儀なくされるようになった。その結果、企業の他律的構造改革と関連して、最近、株式会社の支配構造の改編を図るための商法（第3篇・会社法）および証券取引法等の一連の特別法における改正が行われた。こうした改正は、たとえ外圧によって行われたとはいえ、これまで見送られて来た企業支配構造をめぐる問題を解決する手がかりとなったことは否定できない。

しかし、一般株主（個人投資者）を重視する会社の組織構成と経営管理に関する透明性の保障または監視・監督・監査機関の強化などに関連した企業支配の構造改編および改革に関する核心的な問題については、支配株主ないし財閥側からの外的な規制緩和論と内的な経営自律保障論または時期尚早論などを背景にした抵抗も続いている。

日本の経団連に該当する韓国の全経連では、ここ3年間の改正が過去40年間の改正に匹敵できるほど変化があつて、内容的にも国際基準を遥かに超える水準のものであると主張している。したがって、改革政権であることを自負している現政権が、2002年末の大統領選挙前までに、合理的な立法改革を行うかどうか、それ自体が興味のあるところである。

II 株主総会

株主総会に関する商法の規定は、日本のそれとほとんど変わりが無い。最近も、株式会社の支配構造および支配構造の改編に関する一連の改正があつたが、その際にも、性質上、株主の地位の強化や経営監督・監視制度の改変に伴う部分的な改正に止まった。

韓国の場合、株主総会は、日本のように他の機関担当者である取締役と監事の任命権を有する株式会社の最高機関に止まり、商法と定款の定める事項に限って決議をするに止まる（第361条）。ただし、資本金5億ウォン（約5千万円）未満の会社の場合として、取締役が1人である場合は、取締役会の重要な権限が株主総会に移管されるために（第383条1項但書4項）、すべての権限は株主総会が持つようになる。韓国の場合、株式会社は実際の資産総額とは異なり、法定資本（第451条）が5億ウォン

未満となっているために、株式会社法の適用において株主総会が実質上強烈的な権限を有するのが一般化するようになった。

大手市場企業の場合は、株主総会の運営に関連して、1995年改正の際に株主総会の召集手続と決議要件を緩和した。その結果、株主総会の招集通知が株主名簿上の株主の住所に3年間に達していない所在不明の株主には召集通知を省略してもよいことになった（第363条1項但書）。

株主総会の決議要件の場合、総会の運営に関連して、従来は日本の商法（第239条1項、第343条）のように、発行株総数の議決権の過半数に当たる株主の出席および普通決議の場合は、その出席株主の議決権の過半数または3分の2（特別決議）の多数によって決議されるようになっていた。しかし、1995年改正の際には、定足数要件を廃止する代わりに、多数決要件を採用し、普通決議の場合は出席株主の議決権の過半数と発行株総数の4分の1であること（第368条1項）、特別決議の場合は出席株主の議決権の3分の2以上と発行株総数の3分の1以上であること（第434条）などの内容となった。

また、1999年改正の際には、定款に定めのある場合は、株主総会に出席することなく書面によって議決権を行使することができる書面投票制度を新設した（第368条の3）。この点において、日本では1千人以上の大手会社に限って書面投票を認めていることと異なる。さらに、2001年の改正では、電子メールによる株主総会の招集通知を認めるようになった（第363条1項）。

このように、最近、株主総会に関する改正にもかかわらず、その中身は機関としての株主総会それ自体に関する改正はなく、株主の株買受請求権、集中投票権などによる少数株主の地位強化による株主総会に関する規定に影響され部分的な改正が行われたにすぎない。

III 業務執行機関

1 取締役会のない株式会社の認定

商法上の株式会社の業務執行は、従来は日本と同様、任期3年（日本では2年）の取締役3人以上からなる取締役

会の権限となっていた（第38条1項本文・2項）。しかし、1998年末の商法改正の際に、資本金総額が5億ウォン未満の会社では1人または2人の取締役しか選任できなくなり、取締役が1人の会社では取締役会を置かなくなった（第383条1項但書）。取締役が1人である場合は、当該取締役が会社の代表権を持つようになり（第383条3項）、代表取締役（第389条）制度を別途に認められないようになった。

取締役が1人である場合、①業務執行、支配人の任免、支店の設置・移転・廃止、株主総会の招集などは、1人取締役が単独で決定することができるようになっており（第383条6項）、②取締役会を前提とした招集・決議方法、取締役の職務執行の監督などに関する商法の規定は適用されず（第383条5項）、③特に、定款による株の譲渡の承認または決議を要する事項に関しては、これを株主総会の権限としている（第383条4項）。

このように、1998年の改正の際には、取締役の数を1人まで認めるようになり、韓国の株式会社法は資本金の多少により大・小の株式会社法に二分化するようになった。これは、有限会社の組織を望まず、株式会社法の組織を好む小規模の会社が閉鎖的・弾力的に企業を運営できるメリットがある。しかし、他方で、その基準が原則的に発行株の総数における資本（第451条）の総額5億ウォンであるために、株式会社の最低資本額（第329条1項）の10倍の会社もその対象となる。また、資本総額がいくら大きい会社であっても、形式上の資本総額が5億ウォン未満であれば、1人取締役の会社となる不合理な結果を招く恐れがある。

資本金総額が5億ウォン未満の会社が2人の取締役を置く場合にも、理論上ではその2人だけで代表取締役や取締役会の構成が可能となるが、常時、2人の取締役の出席と2人の賛成によって決議が可能となり（第391条）、取締役の競業と自己取引の承認は、他の取締役が単独で承認することができるなど取締役会が変則的に運営される恐れがある。そればかりでなく、取締役会による取締役の職務執行に対する監督機能は、事実上期待することが不可能である。

韓国の場合、上場企業のような一部の企業を除いては、

株式会社のほとんどが資本金額を形式上5億ウォン未満としている現実を勘案するならば、1人取締役を認めることは株式会社の機関の分化ないしその権限の配分によって、商法定制以来、株式会社法の基調を揺るがす重大な事態を招く可能性も秘められているといわざるを得ない。

2 取締役会内における委員会制度

韓国の商法は、1999年末の改正の際に、アメリカの会社法の影響を受けて取締役会内において委員会を置くことを認めている。すなわち、取締役会は、定款の定めにより委員会を設置し、①株主総会の承認を要する事項の提案、②代表理事の選任と解任、③委員会の設置および委員の任命、④定款で取締役会の決議によって行われる事項のみを除いては、取締役会の権限を委員会に委任することができるようになった（第393条の2第1項・第2項）。その結果、韓国においてもアメリカのように、社外取締役の推薦や役員報酬の決定、代表訴訟に関する株主の請求などに関する委員会の機能を期待されるようになった。

取締役会内の委員会は、3人以上の取締役からなる監査委員会を除いては、2人以上の取締役からなり（第393条の2第3項・第415条の2）、その運営は取締役会の場合に準じる（第393条の2第5項）。委員会で議決された事項は、各取締役に通知しなければならず、その通知を受けた取締役は取締役会を招集することができるが、取締役会は取締役会で議決された事項を再び審議・議決することも可能である（第393条の2第4項）。

以上の改正商法により導入された委員会制度が実効性を有する制度として定着するためには、代表取締役などの常勤取締役の任免とその職務執行に対する監督機能が確実に保障されなければならず、これは取締役会の構成と関連して社外取締役制度の成敗を決定する要件であると思われる。

3 社外取締役制度

韓国の株式会社法が抱えている支配構造の改善ないし改編問題の解決のためには、取締役会の機能回復と活性化を図るいわゆる社外取締役の役割に大きな期待が寄せられる。特に、代表取締役ないし経営陣あるいはその背後

の支配株主に対する監督・監視機能の実効性を確保することが社外取締役の役目であると思われる。

それにもかかわらず、証券取引法のような特別法の場合を除いては、社外取締役という用語やその概念について定める規定は存在しない。ただし、取締役会内における監査委員会の委員の中から一定の資格要件（第415条2第2項）を有する監査委員の3分の2以上を占めるべき取締役を広く社外取締役として把握するに止まる。また、2000年1月に改正された証券取引法では、資産総額が2億ウォン（約2千億円）以上の証券会社と上場法人の場合、「社外取締役」が正式な法的概念として規定され、取締役総数の2分の1以上となる3人以上の社外取締役を置くようになっている（同法第54条の5・第54条の6、第191条の16・第191条の17、同法施行令第37条の6）。なお、1998年2月に改正された韓国証券取引所の「有価証券上場規定」においても社外取締役という用語とその概念について規定している（同規定第2条12項）。また、1999年9月、政府の企業支配構造改善委員会の「企業支配構造規範規準」では、「取締役会には、経営陣と支配株主から独立して機能を遂行できる社外取締役を置かなければならず、その数は取締役会が実質的に独立性を維持することができる規模でなければならない。特に、金融機関と大規模の公開規模の場合には漸進的に全取締役の2分の1（最小限3人）以上を社外取締役にするように勧告する」としている。

他方、上述の社外取締役制度は新しい制度のように認識されるが、従来の商法上でも取締役は単独または共同の代表取締役（第389条）を除いては、すべての取締役は非常勤となっており、極言すれば、取締役会が株主総会での多数決によって選任された取締役を前提とする代表取締役の業務執行に対する監督機関である以上、代表取締役を除くすべての取締役は、代表取締役その他の経営陣と支配主から独立した地位を有する社外取締役であるべきことは当然であろう。代表取締役の権限の全部または一部は、取締役でない支配人その他の商業使用人の代理行為を通じて行使させることで十分であるといえる。

ただし、商法上取締役であることを要求する会社の代表機関の法的名称が「代表」取締役となっているために、代表取締役はすべての取締役のトップとして、他の取締役はその部下のように誤解を招く恐れがある点、および商法において依然として残されている取締役に対する資格株制度（第387条）および商法上の定款により代表取締役を取締役会ではなく株主総会で選ばれる余地を残している点（第389条1項但書）と関連して、取締役会が代表取締役またはその背後にある支配株主の影響の下で形骸化する恐れがあるといえる。

したがって、アメリカ式取締役会制度を根幹とする株式会社の業務執行機関の構造を維持しながらその機能を正常化していくためには、アメリカ会社法上の役員（officer）制度を採用し、なお代表取締役を除くすべての取締役は常勤役員ないし執行役員にならないようにすることが、各取締役が代表取締役または支配株主に対して独立性を維持することができ、また社外取締役を中心とした取締役会制度の実効性を確保するためのより効果的な方策ではないかと思われる。

最後に、社外取締役会制度が実効性を確保するためには、集中（累積）投票制度を義務化することや、重要な会社債権者および労働者代表（労働集約的事業の場合）を社外取締役として参加させること、森淳二郎教授の「資本多数決管理者」理論を実現するための立法を行うこと、などの検討する必要があると思われる。

IV 監査制度

1 商法の改正と監事制度の強化

韓国の商法は、日本の商法と同様、業務執行機関または取締役の職務遂行を監査するための法定必須機関として監事制度を認めている（第409条～第415条）。ただ、韓国では、株式会社の監事制度が監事の選任に関する大手株主の議決権（議決権株総数の3%を超える株の議決権）を大幅に制限していること（第409条2項・3項）が、日本とは異なった韓国の特徴であるといえる。

監事制度に限っていえば、韓国商法の改正の歴史は監事制度の強化の歴史であるといつていいほど、1984年と

1995年の改正を通じて監事の独立性や監査の実効性を高めるために努力してきた。その内容は、概ね日本のいわゆる中株式会社の監査制度の場合に当たるものであるといえる。

こうした株式会社の監事制度は法の配慮にもかかわらず、所期の実効性を発揮することなく、監事は普段はもちろん、企業の不祥事のときえなんら批判の対象にもならないで、人々の関心の対象からはずされてきた。その原因については、いまだに監査制度の重要性に関する企業側の認識不足や監事側の自覚および職能的資格要件の欠如などが指摘されている。

2 監査委員会による監査制度の廃止

1999年末の商法改正の際には、取締役会内の監査委員会が従来の監事制度に代わるようにされたが（第415条の2）、これは株式会社の機関構造に関する韓国商法の施行（1963年）以来、最大の改正であると評価できる。これによって、監査制度の問題解決に関する接近方法として、1993年の商法特例法により大手会社の3人以上の監事による監事会の構成と社外監事制度、監事間の互選による常勤監事制などを定めている日本とは対照的である。

監事委員会は、その構成員の3分の2以上の社外取締役からなるという点（第415条の2第3項）と関連して、その実効性の有無はもっぱら社外取締役制度の成敗に掛かっていっても過言ではない。しかし、法理的観点からは監査委員会の監査はなんといっても性質上自己監査であり、監査委員会の監査を受けるべき会社の常勤役員が含まれるなど、少なくともその独立性の面では従来の監査制度に比べて劣っている。すでに監事制度が存在するにもかかわらず、そもそも監事制度のないアメリカ式の監査委員会が監事に代わるようにした選挙制は、株式会社の監査制度に限って言えば、立法の後退であるといわざるを得ない。

以上のような観点からすると、従来の日本の「企業支配構造原則」では、社外取締役が取締役会の多数を占める時点で社外取締役のみで取締役会内の監査委員会を構成し、これをもって現行の監事制度に代わるよ

うに提案すること（同原則13B）は、極めて慎重かつ自主性のある態度であるといえる。そういう意味で、最近の韓国の商法改正案要綱の中間試案（2001年4月公表）などでは、過半数の社外取締役（3人以上の監事）からなる監査委員会をもって監事制度に代えようとする試みは意外であると思われる。監査委員会が従来の監事制度に代わるようにされたが（第415条の2）、これは株式会社の機関構造に関する韓国商法の施行（1963年）以来、最大の改正であると評価できる。これによって、監査制度の問題解決に関する接近方法として、1993年の商法特例法により大手会社の3人以上の監事による監事会の構成と社外監事制度、監事間の互選による常勤監事制などを定めている日本とは対照的である。

V 今後の立法的課題

1 未解決の主要争点事項

以上で検討したように、韓国の株式会社の支配構造の改変と関連した株式会社法ないし商法の改正は未完成であり、依然として解決すべき多くの課題を残している。たとえば、①集中（累積）投票制の義務化、②大衆の証券投資者を保護するための証券集団訴訟制度の導入、③代表訴訟提起権の単独株主権化、④大・中株式会社の区分立法、⑤証券取引法上の株式会社法規の整備などがそれである。

これらの問題のうち、⑤の問題と関連して、韓国の証券取引法では株式会社の基本的組織・運営、株主の権利義務または会社の取引上の私法的法律関係を幅広く規制している。学者の間には、このような証券取引法について、商法は証券取引法の施行令扱いをされているとか、あるいは証券取引法のクーデターにより商法が支配されるとする意見もある。株式会社法の規定、特に企業の支配構造の改変に関連する規定も証券取引法に多く含まれている。社外取締役推進委員会や監事委員会を置かない場合、常勤監事の設置義務や監査委員会の委員である社外取締役の選任に対する株主の議決権の制限が典型例である。

2 株式会社法に関する根本的接近

韓国の株式会社の所有と支配構造に関する会社法ないし商法の立場をみると、一部の規定や制度を除いては基本的に日本の法体系に似ている。もちろん、韓国では、最近、法改正を通じて日本の法内容とは異なる部分もあるが、根本的な部分ではほとんど変わっていない。そういう意味で、本稿で述べた韓国の問題は日本の問題かもしれない。

ひとつ注目すべき変化は、日本側が、1980年代以降、日米構造問題協議と関連して経験したように、韓国も、IMFやIBRDからのいわゆる調整プログラムまたはOECDのガイドラインなどと関連して、自律的というよりはむしろ外圧による他律的な株式会社の支配構造の改善ないし改変においてアメリカの価値判断として代表される世界標準 (global standard) に従ってアメリカ法の影響を強く受けていることは否定できない事実である。

日韓両国は、戦後、アメリカの絶対的影響の下に、憲法をはじめ、商法の付属的法規ともいえるべき証券取引法や独占取引法などは、すでにアメリカ法制の影響を受けたものである。とするならば、少なくとも株式会社法の場合もアメリカ法の法規を必要に応じて断片的に採用するのではなく、全面的に受容して法律体系が一貫するように改変することも検討する価値があると思われる。もちろん、日韓両国においては、アメリカとは異なる社会経済的背景や法体系の違いから出てくる止むを得ない要素は別として、日韓両国の株式会社法は、株主有限責任原則の下で、債権者保護や企業の健全性確保の見地から資本充実の原則を基調とした厳格準則主義を見直し、設立手続の簡易化や規制緩和を果敢に推進していく方向に向かうべき必要もあるのではないかと思われる。

これらの問題は、日韓両国をはじめ、中国や台湾などのアジア諸国が、将来、EUのような共同体を結成することを前提に、統一的な法律の整備するに当たって、公式的なチャンネルを作り、共同研究をする必要があると思われる。今回の日韓シンポジウムが、こうした共同研究のためのきっかけになれば幸いである。

最後に、韓国の株式会社法の場合、迅速かつ果敢に立法や改正が行われたという肯定的な側面もあるが、他方で、韓国はIMFなどの外圧に屈して、あまりにも容易に外国法を受け入れた結果、ますます独自性を失われつつあるという批判もある。日本は、こうした韓国とは対照的に、古くは1950年改正から最近では1993年改正の際に、アメリカ側からの強い圧力を受けながらも、日本独自の株式会社法を確立するよう努力してきており、このことについて、個人的に敬意を表したい。

(訳 李 鋌)